

第94号

横浜市報調達公告版

発行所
横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市役所

【調達公告】

- △ 特定調達契約に係る公募型プロポーザル手続きの開始
（川井浄水場ほか3施設における再生可能エネルギー導入事業 一式） 2
- △ 特定調達契約の落札者等の決定 5

調 達 公 告

特定調達契約に係る公募型プロポーザル手続きの開始
次のとおり提案書の招請を行う。

令和7年7月29日

契約事務受任者 横浜市水道局長

1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 件名及び数量
川井浄水場ほか3施設における再生可能エネルギー導入事業 一式
- (2) 業務内容
提案書作成要領、業務説明資料による。
- (3) 履行期間
運転開始日から原則、最長で20年間（詳細は、業務説明資料による。）
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）
- (4) 履行場所
横浜市水道局川井浄水場ほか3か所

2 提案書の提出者の資格

次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

なお、資格要件を満たしていることが確認できる資料の提出を横浜市水道局（以下「当局」という。）が求める場合は、これに対応すること。

(1)から(8)については、代表事業者となる1社がすべて満たすこと。

また、本業務において発生する当局との契約等は、代表事業者と締結するものとする。

なお、共同企業体による提案書の提出は認めない。

- (1) 令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）において、次のいずれかの条件の登録がある者。なお、一般競争入札有資格者名簿に未だ登録されていないが、参加意向申出書を提出した時点で、以下のいずれかの種目において現に申込中である場合は、受託候補者を特定する期日までに登録が完了していることを条件に、登録がある者とみなす。

ア 「327:電気設備保守 細目A:屋内電気」

イ 「350:その他の委託等」のうち、エネルギー設備の設置又は運用に関する内容※の記載があること

※ESCO 事業、バーチャルパワープラント（VPP）事業、PPA（電力販売契約）事業等

ウ 「501:電力・都市ガス 細目A:電力供給」

- (2) 参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日まで、「横浜市指名停止等措置要綱（平成16年4月1日）」の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと（本業務を実施する体制に含まれる協力事業者を含む）。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がない者であること（本業務を実施する体制に含まれる協力事業者を含む。）。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない、及びその開始決定がされていないこと。
- (7) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で、履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めた者を除く）。
- (9) 本業務と類似の事業履行実績（令和2年度から令和6年度までの期間において、「太陽光発電設備等の設備設計及び導入業務」の履行実績が2件）を有すること。ただし、実績は横浜市における事業実績でなくても構わない。また、本業務を実施する体制に含まれる協力事業者が有する実績でも構わない。
- (10) 本業務を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めることができること。

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士
イ 電気主任技術者（第三種以上）
- 3 参加表明の手続
当該プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加資格の確認申請を行わなければならない。
- (1) 申請期限
令和7年8月12日（火）午後5時（必着）
- (2) 提出書類、提出方法及び提出期間
提案書作成要領による。
- (3) 提出場所（次号に掲げるものを除く。）
〒240-0046 横浜市保土ヶ谷区仏向西4番1号
横浜市水道局設備課 PPA事業担当（西谷第二分庁舎3階）
- (4) 前項第1号に規定する登録に関する問合せ先
〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10
横浜市財政局契約第二課（横浜市庁舎11階）
電話 045(671)2248（直通）
- (5) 契約条項等に関する問合せ先
〒240-0046 横浜市保土ヶ谷区仏向西4番1号
横浜市水道局設備課 PPA事業担当（西谷第二分庁舎3階）
電話 045(337)0841（直通）
- 4 提案書の提出者の資格の喪失
提案書の提出者の参加資格確認結果の通知後、参加資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該プロポーザルに参加することができない。
- (1) 第2項に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 提案書作成要領に定める提出書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に虚偽の記載をしたとき。
- 5 提案書に必要な書類を示す場所等
本招請に係る提案書作成要領等は、次項第2号に掲げる課において、この公告の日から提案書提出期限まで閲覧に供する。
- 6 提案書作成要領等の交付方法等
横浜市ホームページ（事業者向け情報＞入札・契約）よりダウンロード可能
(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2025/denryoku/suidou/0729ppa.html>)
また、次に掲げる期間・場所で貸出しを行う。
- (1) 貸出期間
公告日から令和7年10月24日まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。）
- (2) 貸出場所
〒240-0046 横浜市保土ヶ谷区仏向西4番1号
横浜市水道局設備課 PPA事業担当（西谷第二分庁舎3階）
電話 045(337)0841（直通）
- 7 提案書の提出期限及び提出場所
- (1) 提出期限
令和7年10月24日（金）午後5時（必着）
- (2) 提出書類及び提出方法
提案書作成要領のとおり
- (3) 提出場所
〒240-0046 横浜市保土ヶ谷区仏向西4番1号
横浜市水道局設備課 PPA事業担当（西谷第二分庁舎3階）
電話 045(337)0841（直通）

8 提案書の無効

次の提案書は、無効とする。

- (1) 第2項に定める参加資格を満たさない者が提出した提案書
- (2) 提案書作成要領に定める提出書類に虚偽の記載をした提案書
- (3) 前各号に定めるもののほか、提案書作成要領に定める方法によらない提案書
- (4) 第7項第1号に定める日時までに提出されない又は提出場所の所在地に到着しない提案書

9 受託候補者の決定

- (1) 提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリング

提案書の提出者に対して、提案書の内容について、個別にプレゼンテーションを求め、ヒアリングを行う。

- (2) 受託候補者特定のための評価基準

受託候補者の特定は、別紙「提案書評価基準」により総合的な評価の上、行う。

10 その他

詳細は、提案書作成要領による。

11 Summary

- (1) Subject matter of the contract: Project to introduce renewable energy to Kawai Purification Plant and three other facilities
- (2) Time-limit to express interests: 5:00pm, 12 August, 2025 (Japan Standard Time)
- (3) Time-limit to submit proposal: 5:00pm, 24 October, 2025 (Japan Standard Time)
- (4) Language: Japanese is the only language used in all the contract procedures
- (5) Contact point for the notice: Water Works Bureau Equipment Division, City of Yokohama, 4-1 Bukkonishi, Hodogaya-ku, Yokohama 240-0046, Japan, TEL 045-337-0841

特定調達契約の落札者等の決定
 特定調達契約の落札者等を次のとおり決定した。

令和7年7月29日

番号	落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地	落札者又は随意契約の相手方を決定した日	落札者又は随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地	落札金額又は随意契約に係る契約金額(円)	契約の相手方を決定した手続	当該入札公告を行った日	随意契約の理由	契約事務受任者又は事業管理者
1	サーバ共通基盤 (IaaS・ホスティング) 新環境構築業務委託 一式	水道局経営部経理課 中区本町6丁目50番地の10	令和7年5月27日	富士通Japan株式会社 横浜市ユニット 西区高島一丁目1番2号	257,860,108	随意契約	—	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号	水道局長
2	給水サービス事務オンラインシステムに係るOS更新に伴う非互換調査業務委託 一式	水道局経営部経理課 中区本町6丁目50番地の10	令和7年5月27日	富士通Japan株式会社 横浜市ユニット 西区高島一丁目1番2号	239,140,000	随意契約	—	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号	水道局長
3	検針用スマートデバイスの機器更新に係る環境構築等業務委託 一式	水道局経営部経理課 中区本町6丁目50番地の10	令和7年6月19日	富士通Japan株式会社 首都圏事業部(横浜) 西区高島一丁目1番2号	39,352,500	随意契約	—	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号	水道局長